

板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱

(令和8年7月22日教育長決定)

(趣旨)

第1条 本要綱は、地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)を参考とし、板橋区として地域クラブ活動の登録を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 板橋区登録地域クラブ活動の登録を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
- 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 六 適切な運営体制が確保されていること
- 七 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる登録要件を満たしているか否かについては、板橋区が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」を参考とし、提出された板橋区登録地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、板橋区登録地域クラブ活動登録要件確認書(様式第2号)(以下「登録要件確認書」という。)に基づき判断するものとする。

(登録申請)

第3条 板橋区登録地域クラブ活動の登録の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、誓約書兼申請書、登録要件確認書及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を板橋区教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 板橋区教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(登録手続)

第4条 板橋区教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の登録要件を満たすと認めるときは、登録を行うものとする。

2 第1項の規定により登録を受けた地域クラブ活動は「板橋区登録地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(登録又は不登録の通知)

第5条 板橋区教育委員会は、前条第1項の規定による登録をしたときは、板橋区登録地域クラブ活動登録通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 板橋区教育委員会は、前条第1項の規定による登録をしないこととしたときは、板橋区登録地域クラブ活動不登録通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 板橋区登録地域クラブ活動の登録の有効期間は、登録の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 板橋区登録地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、登録を受けた後、申請内容のうち登録に係る事項に変更が生じたときは、速やかに板橋区登録地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により板橋区教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 板橋区登録地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、登録を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに板橋区登録地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により板橋区教育委員会に届け出なければならない。

(登録取消しの申出)

第9条 板橋区登録地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、登録を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに板橋区登録地域クラブ活動登録取消しの申出書(様式第7号)により板橋区教育委員会に申し出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 板橋区教育委員会は、板橋区登録地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により登録を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 板橋区登録地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により登録取消しの申出があったとき

2 板橋区教育委員会は、第1項の規定により登録を取り消したときは、板橋区登録地域クラブ活動登録取消通知書(様式第8号)により、板橋区登録地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(板橋区登録地域クラブ活動に対する指導助言等)

第 11 条 板橋区教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、板橋区登録地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（板橋区登録地域クラブ活動に対する支援）

第 12 条 板橋区教育委員会は、板橋区登録地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

一 生徒・保護者等に対する情報提供

附 則

（施行期日）

1 本要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

板橋区教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

板橋区登録地域クラブ活動誓約書兼申請書

板橋区登録地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第 3 条第 1 項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 板橋区登録地域クラブ活動の登録要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち登録に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 板橋区教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail : 生年月日 :
5	担当者氏名、連絡先	担当者氏名 : TEL : E-mail :
6	活動種目	種目 : 男女の別 : 区別なし 男子のみ 女子のみ
7	活動内容	
8	参加者数	全体 名 (うち、中学生 名)
9	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
10	募集対象区域 (エリア)	
11	活動時間及び活動場所	
12	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費 : 円 / 月 or 年 保険料 : 円 / 年 その他 : 円 / 年
13	添付書類	① 板橋区登録地域クラブ活動登録要件確認書 (様式第2号) ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 団体に所属する板橋区内に住所を有する中学生及び保護者の氏名、住所、連絡先及び在籍学校に係る情報 (学校名、学年等) 等をまとめた名簿 ⑤ 参加者及び指導者等を対象とした傷害 (自身の怪我等) を補償する保険及び個人賠償責任保険等の証書の写し ⑥ 地域クラブ活動に係る収支計画書または直近の会計報告書 ⑦ 安全管理マニュアル等、事故発生時の対応を定めた資料

様式第2号（第3条第1項関係）

板橋区登録地域クラブ活動登録要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められた場合、できる限り早急に対応します。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- ☐ 申請日時点において、板橋区内に住所を有する中学生が1人以上在籍していること
- ☐ 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- ☐ 板橋区に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}
- ☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な

限り低廉な参加費等が設定されていること。具体的には、1回の中学生の活動あたり、税込み額1,500円以下（＝週1、月4回の活動の場合は、6,000円以下）の以下の会費設定とされていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）の施行後、こども性暴力防止法に則り認定等の取得及び指導者等の犯罪事実確認ができるよう諸手続を実施することや、こども性暴力防止法の施行前に配置する指導者についても、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認するとともに、採用・配置後も、こども性暴力防止法に則った手続き処理等を行うにあたり、求職者の個人情報を利用する場合があること及び追加して個人情報の提供を求める場合があることについて同意を得ておくことなど、こども性暴力防止法に係る対応を行うことが望ましい。

- ☐ 登録後、板橋区が定める研修を受講すること
- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ☐ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ☐ 特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する団体であること、又は複数の指導者で構成される団体であること。
- ☐ 次の内容を含む規約等^{※1}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること

・ 予算・決算の審議・承認に関すること

- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること
- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
- ☐ 役員は満 18 歳以上の者であること。

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 板橋区が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

上記、要件を確認しました。

年 月 日

板橋区教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

様式第3号（第5条第1項関係）

年 月 日

殿

板橋区教育委員会

板橋区登録地域クラブ活動登録通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区登録地域クラブ活動の登録申請について、
「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり登録します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 登録期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項
(※必要に応じて記載)

以上

様式第4号（第5条第2項関係）

年 月 日

殿

板橋区教育委員会

板橋区登録地域クラブ活動不登録通知書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区登録地域クラブ活動の登録申請について、下記理由により登録しないこととしましたので「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 不登録の理由

以上

年 月 日

板橋区教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

板橋区登録地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで板橋区登録地域クラブ活動の登録を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち登録に係る事項に変更が生じたため、「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

以上

年 月 日

板橋区教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

板橋区登録地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで板橋区登録地域クラブ活動の登録を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

以上

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

板橋区教育委員会 殿

団体名
代表者氏名

板橋区登録地域クラブ活動登録取消しの申出書

年 月 日付けで板橋区登録地域クラブ活動の登録を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり板橋区登録地域クラブ活動の登録取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 登録取消しの申出の理由

以上

年 月 日

殿

板橋区教育委員会

板橋区登録地域クラブ活動登録取消通知書

年 月 日付けで板橋区登録地域クラブ活動として登録した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により登録を取り消すこととしましたので「板橋区登録地域クラブ活動の登録に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 登録取消しの理由

以上